

長門市低入札価格調査制度実施要領の改定について (お知らせ)

令和8年4月
長門市総務部監理管財課

調査対象者と契約する場合の措置に係る請負代金の基準を変更しました。

低入札価格調査制度実施要領

(対象金額)

予定価格が3,000万円以上の工事又は製造

(調査基準価格)

(1)土木系工事(土木等一般工事)

直接工事費(10/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

(2)土木系工事(土木系機械設備工事、土木系電気設備工事)

直接工事費(10/10) + 機器単体費(9.55/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

(3)営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事)

直接工事費(10/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定します。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事）

入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から 5 者（入札参加者が 5 者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に 0.9 を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）とします。

(調査の実施)

落札保留後、調査基準価格を下回った入札者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次の事項について調査します。

ア 低入札価格調査表（別記様式第 4 号）及び工事費内訳書（種別（レベル 3）／中科目）

イ 手持工事の状況（別記様式第 5 号）

ウ 手持資材一覧表・資材購入予定一覧表（別記様式第 6 号、第 7 号）

エ 手持機械一覧表（別記様式第 8 号）

オ 労務者の確保計画（別記様式第 9 号）

カ 安全対策の計画（別記様式第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号）

キ 品質確保の計画（別記様式第 14 号、第 15 号、第 16 号）

ク 過去に施工した公共工事（別記様式第 17 号）

ケ 建設副産物の搬出予定地（別記様式第 18 号）

コ 下請予定業者一覧表（別記様式第 19 号）

サ 経営内容状況及び信用状況

シ その他

(調査の方法)

(1)入札執行者は、落札保留後、調査の対象者があった場合は、調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して 3 日以内（閉庁日を除く。）に調査の実施に必要な資料等のすべてを提出するよう求める。

(2)調査対象者は、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、入札執行者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(3)再提出等に係る提出期限については、入札執行者が適切に設定する。

(4)入札執行者は、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事については、当該内訳書を、そうでないものについては、調査時に提出された内訳書を用いて審査する。

- (5)入札執行者は、審査項目を全て満足した者のうち、入札価格の低い者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価の高い者）から順に事情聴取を行い、全ての項目について審査する。
- (6)同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札者又は調査対象者の決定をくじ引きにより行う。
- (7)入札執行者は、審査により落札候補者が決定した時点で、他の調査対象者の調査は行わず、調査を一旦終了する。
- (8)調査対象者が次の場合に該当するときは、入札を無効とする。
 - ア 提出期限までに資料等の提出を行わない場合
 - イ 調査に係る事情聴取に応じない場合
 - ウ 提出資料に必要な事項が記載されていない場合

(判断基準)

(1)基本的判断基準

- ア 調査に協力的であること。
- イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- エ その他提出された資料等に明らかな不備がないこと。

(2)数値的判断基準

ア 工事費内訳書の審査基準

- (ア)数量は仕様書に計上した設計数量を満足していること。
- (イ)材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (ウ)建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- (エ)直接経費（直接工事費＋機器単体費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。機械設備工事及び電気設備工事以外の工事は、機器単体費を削除する。
- (オ)各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- (カ)共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- (キ)共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- (ク)管理費（現場管理費＋一般管理費）は設計金額の45%以上であること。
- (ケ)工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整、違算がないこと。
- (コ)営繕系工事の場合は、(オ)及び(ク)における「中項目」を「科目」と読み替える。

イ 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98（千円未満の端数は切捨て）とし、判断基準額を下回る入札は、不落札とします。また、当該入札は、調査の対象としない。

(落札・不落札の判断)

- (1)土木等一般工事、建築工事、営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事において直接工事費に占める機器単体費の割合が30%未満のもの
基本的判断基準及び数値的判断基準の全てを判断対象とします。

(2)土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事において直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの、特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事

基本的判断基準の全てを判断対象とし、数値的判断基準 ア 工事費内訳書の審査基準(ア)から(キ)まで、及び イ 判断基準額を判断対象外とします。

(3)指名審査会は、協議の結果により落札・不落札を決定します。

(調査対象者と契約する場合の措置)

(1)請負金額 **4,500 万円** (建築一式工事 **9,000 万円**) 未満の工事の場合、主任技術者を専任で配置すること。

(2)配置技術者は、他の工事の監理技術者、特例監理技術者、主任技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

(3)配置技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることはできない。

(4)現場代理人は、他の工事の監理技術者、特例監理技術者、主任技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

(5)低入札価格調査において、下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約の締結をしてはならない。

(6)工事請負契約書第4条第3項の規定による契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の額の10分の3以上とすることができる。

(7)工事請負契約書第34条の規定による前払金の額の支払率は、請負代金の額の10分の2(10万円未満の端数切捨て)を超えない範囲とすることができる。

(調査結果の通知)

落札を決定した場合は、落札候補者に対して低入札価格調査に係る落札者決定通知書により、通知する。

また、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、低入札価格調査に係る不落札決定通知書により、通知する。

(契約後の取扱い)

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事のうち、入札額が、「直接工事費の9.5/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の3/10」(各費目毎に小数点以下を切捨て)により算定した額を下回る場合については、施工体制等の点検を強化する。

(調査結果の公表)

落札決定を通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで本庁舎情報公開コーナーにおいて閲覧することができます。

(適用年月日)

令和8年5月1日以降に入札公告及び指名通知する工事より適用します。

最低制限価格及び調査基準価格の算出例

	最低制限価格及び 調査基準価格 算出額 (端数調整前)	最低制限価格及び調査基準価格 (端数調整後)	
1	100,000,296	100,100,000	算出額 1 千万円以上
2	10,000,541	10,100,000	※10 万円未満切り上げ
3	9,309,300	9,310,000	算出額 1 百万円以上 1 千万円未満
4	1,000,494	1,010,000	※1 万円未満切り上げ
5	995,379	996,000	算出額 1 百万円未満 ※1 千円未満切り上げ

機器単体費を含む工事の積算体系

1. 積算基準

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準	記号
土木等一般工事	山口県標準設計歩掛表第I編「総則」の積算基準（設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） 山口県標準設計歩掛表（港湾編）（設計標準歩掛表（港湾編）「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」）	ア
土木系機械設備工事	山口県標準設計歩掛表第IX編「機械設備」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事費の構成」）	イ
	下水道用設計標準歩掛表 （ポンプ場・処理場施設（機械設備）編「請負工事費の構成」）	ウ
土木系電気設備工事	山口県標準設計歩掛表第VII編「電気（電気通信）」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事の工事費構成」）	エ
	下水道用設計標準歩掛表 （ポンプ場・処理場施設（電気設備）編「請負工事費の構成」）	オ

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）

営繕系工事は、次により積算を行った工事とする。

- ・山口県建築工事積算要領、山口県電気設備工事積算要領及び山口県機械設備工事積算要領

(3) その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事）

上記の積算基準書又は見積りにより積算を行った工事とする。

2. 機器と機器単体費

機器とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」をいい、該当品は次表のとおりとします。

また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいいます。

（機器の事例）

電気設備工事	発電機、高圧受電盤、低圧分電盤、制御盤、端子盤 特注照明器具 流通量が少なく、建設物価等やカタログ等で定価が公表されていない既製品類 等
機械設備工事	熱源機器、空気調和器、換気、送風機、ポンプ類、水槽 自動制御機器、FRP製浄化槽 等

3. 機器単体費の割合

機器に該当するものは、内訳書において機器に係る製品単価と取り付け労務費等に分類して明示し、製品単価に係る合計額を全体の直接工事費で除した割合を機器単体費の割合として算定します。

4. 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読み替え

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えます。

ア 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）

- ・直接工事費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （工場製作中の間接労務費＋架設工事中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （工場製作中の工場管理費＋架設工事中の現場管理費）
- ・一般管理費等 （読み替えなし）

イ 土木系機械設備工事

- ・直接工事費 = （製作原価中の機器単体費を除く直接製作費＋据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 = （製作原価中の機器単体費）
- ・共通仮設費 = （製作原価中の間接労務費＋据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

ウ 土木系機械設備工事

- ・直接工事費 = （据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

エ 土木系電気設備工事

- ・直接工事費 = （工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （工事原価中の現場管理費＋工事原価中の機器間接費）
- ・一般管理費等 = （工事費中の一般管理費等）

オ 土木系電気設備工事

- ・直接工事費 = （据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の考え方

○最低制限価格制度	○低入札価格調査制度
<p>対象とする入札は、予定価格が200万円を超え3,000万円未満の工事又は製造 予定価格の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。</p>	<p>対象とする入札は、予定価格が3,000万円以上の工事又は製造 入札価格が調査基準価格を下回ったものを調査対象とします。</p>
<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">③</p>	<p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">⑦</p>
<p style="text-align: center;">最低制限価格</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【最低制限価格の算定式】</p> <p>(1)土木系工事（土木等一般工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(2)土木系工事（土木系機械設備工事、土木系電気設備工事） 直接工事費 10/10+機器単体費 9.55/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(3)営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事） 入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）</p> </div>	<p style="text-align: center;">調査基準価格</p> <p style="text-align: center;">(数値的判断基準)</p> <p style="text-align: center;">判断基準額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【調査基準価格の算定式】</p> <p>(1)土木系工事（土木等一般工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(2)土木系工事（土木系機械設備工事、土木系電気設備工事） 直接工事費 10/10+機器単体費 9.55/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(3)営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事） 入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【数値的判断基準】</p> <p>(a)直接経費（直接工事費+機器単体費+共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。</p> <p>(b)各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(c)共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(d)共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(e)管理費（現場管理費+一般管理費）は設計金額の45%以上であること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準額の算定式】</p> <p>調査基準価格×0.98（千円未満の端数は切捨て）</p> </div>
<p>入札額が①の場合： 予定価格を超えた入札は失格</p> <p>入札額が②の場合： 有効な入札（入札価格の最も低い者を落札者とする。）</p> <p>入札額が③の場合： 最低制限価格を下回る入札は不落札</p>	<p>入札額が④の場合： 予定価格を超えた入札は失格</p> <p>入札額が⑤の場合： 低入札調査対象外</p> <p>入札額が⑥の場合： 低入札調査対象（入札価格の低い者から順に審査する。）</p> <p>入札額が⑦の場合： 判断基準額を下回る入札は不落札</p>

調査基準価格算定表【低入札価格調査制度】

分類番号	工事区分	算定式
5	土木系工事 (土木等一般工事)	直接工事費 (10/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格
6	土木系工事 (土木系機械設備工事、土木系電気設備工事)	直接工事費 (10/10) + 機器単体費 (9.55/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格
7	営繕系工事 (建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事)	直接工事費 (10/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格 営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。 なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定します。 ア イを除く営繕系工事 直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額 (小数点以下切捨て) イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額 (小数点以下切捨て)
8	その他 (特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事)	入札額 (入札書比較価格を超えるものを除く。) の最低価格申込者から 5 者 (入札参加者が 5 者未満の場合は全者) の入札額の相加平均値 (千円未満の端数切捨て) に 0.9 を乗じて得た価格 (千円未満の端数切捨て) とします。

判断基準		分類番号			
(2) 数値的判断基準		5	6	7	8
ア	工事費内訳書の審査基準				
	(7) 数量は仕様書に計上した設計数量を満足していること。	○	○	○	○
	(4) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。	○	○	○	○
	(7) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。	○	○	○	○
	(c) 直接経費 (直接工事費+機器単体費+共通仮設費) は設計金額の 80%以上であること。	○	○	○	○
	(4) 各工種金額 (中項目 (レベル 2)) は設計金額の 50%以上であること。	○	×	○	×
	(4) 共通仮設費積上分は設計金額の 50%以上であること。	○	×	○	×
	(4) 共通仮設費率計上分 (準備費・安全費等) は設計金額の 50%以上であること。	○	×	○	×
	(7) 管理費 (現場管理費+一般管理費) は設計金額の 45%以上であること。	○	○	○	○
	(7) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目 (レベル 2) 以上で、値引き等による調整、違算がないこと。	○	○	○	○
	(c) 営繕系工事の場合は、(4)及び(7)における「中項目」を「科目」と読み替える。			○	○
イ	判断基準額				
	調査基準価格×0.98 (千円未満の端数は切捨て) とする。	○	×	○	×